

14 株式等の配当等所得・譲渡所得等

(1) 株式等の配当等所得

株式等の配当等所得とは、株式の配当金や公募株式投資信託の収益分配金などに関わる所得をいいます。

(2) 株式等の配当等所得の課税

個人が法人などから受け取る株式等の配当等は、配当等にかかる所得として他の所得(給与所得や不動産所得など)とあわせて、総合課税の扱いとして課税される一方、上場株式等の配当等所得については特例として、配当等が支払われる際に「道府県民税配当割」が他の所得と分離して特別徴収で課税され納税が完了するため、上場株式等の配当等所得を申告する必要はありません(申告不要制度)。

ただし、各種所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の配当等所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(3) 株式等の譲渡所得等

株式等の譲渡所得等とは、株式等を譲渡した(売った)ときに得た金額に関わる所得をいいます。

なお、株式等の譲渡による所得は、通常の場合は譲渡所得、営利を目的として継続的に売買する場合は事業所得または雑所得に区分されますが、これらをまとめて「譲渡所得等」といいます。

(4) 株式等の譲渡所得等の課税

個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する所得割については、他の所得と分離して課税され、源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)内の上場株式等の譲渡所得等に対しては、「道府県民税株式等譲渡所得割」が特別徴収で課税され納税が完了するため、上場株式等の譲渡所得等を申告する必要はありません。

ただし、各種所得控除等の適用を受けるために申告分離課税で申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(5) 配当等所得・株式等の譲渡所得等の申告・課税方式

配当等所得や株式等の譲渡所得等は、その所得の内容によって、申告する際に課税方式を選択することができるものがあります。

ただし、令和6年度より所得税と住民税で課税方式を一致させる必要があります。

配当等所得の課税方式

配当等所得	所得税における課税方式	住民税における課税方式	総所得金額等への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	配当割の適用	配当控除の適用
上場株式等の配当等 (大口株主に該当しない場合)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり	なし
	総合課税	総合課税	含める	あり	あり	あり
大口株主分及び一般株式等 (少額配当に該当しない場合)	総合課税	総合課税	含める	あり	なし	あり
所得税もしくは住民税の申告が必要です。						

【注】一般株式等の少額配当の申告について

法人などから受け取る配当のうち、一般株式等の少額配当について、所得税では確定申告をしないことが選択できますが、住民税では少額配当であっても、全ての配当等が課税の対象となりますので、申告が必要となります。

また、所得税の確定申告をされる方については、確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の「非上場株式の少額配当等」欄に記載いただくことにより、住民税の申告ができます。

【注】上場株式等に係る利子等の申告について

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

上場株式等の譲渡所得等の課税方式

譲渡所得等	所得税における課税方式	住民税における課税方式	総所得金額等への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	株式等譲渡所得割の適用
特定口座 (源泉徴収を選択したもの)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり
上以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	なし
所得税もしくは住民税の申告が必要です。					

【注】上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座分)について

どの課税方式で申告するか確定申告書を提出するときまでに選択する必要があります。(申告不要を選択するときのみ申告不要)